

◎安全運転管理者に関する規定の整備

自動車の使用者(事業主)に対する規定の追加

～安全運転管理者が必要な業務を行うための権限付与に加え、必要な機材を整備しなければならない旨の規定が追加された(道路交通法第74条の3第8項)～

- ・当分の間を経た後、安全運転管理者の業務としてアルコール検知器を用いた飲酒の有無確認が加わることになるため、自動車の使用者(事業主)が十分なアルコール検知器を用意する必要がある。
- ・よって、使用者(事業主)に対して必要なアルコール検知器の整備を義務付けるとともに、自動車の使用者が当該義務を履行しない場合の対応として、公安委員会において、自動車の使用者に対し、是正措置を命ずることが出来る。

(使用者(事業主)の是正措置命令違反)



アルコール検知器



アルコール検知器使用義務化規定に関する 道路交通法施行規則の改正

～アルコール検知器使用義務化規定について令和4年10月1日から施行となっていたが、アルコール検知器の供給不足から、道路交通法施行規則を改正し、当分の間、適用しないこととなった。～

- ※本規定は、検知器の供給が満たされれば、再度規則が改正され完全施行となる見込みです。
- 未入手事業所におかれましては早期の入手をお願いします。
- 既入手事業所におかれましては機器を用いた確認をお願いします。

罰則の強化

～道路交通法の改正により安全運転管理者選任事業所関連の罰則が強化された～

○安全運転管理者選任違反(管理者を選任しなかった場合)

罰金5万円→50万円

○安全運転管理者の解任命令違反

罰金5万円→50万円

○使用者(事業主)の是正措置命令違反(新設)

罰金50万円

○安全運転管理者選任事業所の届出義務違反

罰金2万円→5万円

※安管選任事業所関連の罰則が強化されましたので各事業所におかれましては注意をお願いします。

トピックス

安全運転管理者選任事業所での交通事故防止に向けた地道な活動

～早岐地区安全運転管理協議会(141事業所が加入)では、1991年から継続して実施している交通安全旗リレーを今年度も実施～

早岐地区安全運転管理協議会では、加入事業所を5組に分け事業所内に交通安全旗を掲揚。車両の点検や運転前の呼気検査など事故防止に向けた活動を日誌に書き込み、1週間交代で旗と日誌を引き継ぐ活動を実施し事業所での交通事故防止に取り組んでいます。

加入事業所からは「悲惨な交通事故を1件でも少なくし、交通事故のない安全で住みよい早岐地区を実現する。」と抱負が語られています。

